

平成30年11月20日（火）  
 津島市健康福祉部保険年金課（高橋、宇佐美）  
 電話番号 0567-24-1114（ダイヤルイン）

## <議案名> 議案62号 津島市子ども医療費支給条例の一部改正について

### 1 主な改正内容

平成31年4月診療分から、子ども医療費支給事業として所得要件を満たす場合に限定されている小学4年生から中学3年生までの所得要件を廃止し、医療費無料化の対象者を拡大します。

### 2 改正理由

子育て世代の一層の支援を図るため、中学3年生以下の子ども医療費受給資格の拡大に伴い、所要の規定を整備する必要があるため。

### 3 参考事項

- (1) 施行期日 平成31年4月1日  
 (2) 関連補正予算（案）内訳（拡大に必要な準備費用）

需用費（消耗品費・印刷製本費）	10万7千円
役務費（通信運搬費）	63万3千円
<b>合計</b>	<b>74万円</b>

- (3) 平成31年4月時点の対象者見込人数

<b>【拡大前】</b>	小学4年生から中学3年生まで（所得制限あり）	158人
<b>【拡大後】</b>	同 上（所得制限なし）	3,027人

平成30年度		平成31年度（拡大後）	
出生から 小学3年生まで	所得制限なし	変更なし	
小学4年生から 18歳まで	所得制限あり	小学4年生から 中学3年生まで	所得制限なし
		義務教育修了児 から18歳まで	所得制限あり